帝国タイムス
明治33年3月3日創業　THE TEIKOKU TIMES
旬刊 2025年（令和7年）5月15日（木曜日）　第13863号

成長のための企業法務

第74回

アンビシャス総合法律事務所　弁護士　奥山倫行

リスクマネジメント

（事業者による生成AI利用上の留意点）

Q　当社の従業員が生成AIを業務に利用したいと言っています。実際に使用してみると、たしかに便利で、飛躍的に業務の効率化につながりそうな予感がします。他方で、他者の権利を侵害してしまう場合もあるのではないかと、不安もあります。当社でも利用を検討したいのですが、留意点を教えてください。

A　生成AIを利用し、又は利用を検討している事業者は増えています。私も先日「AIに作成してもらった契約書なのですが、確認してもらえますか」という相談を受けて対応しました。契約書の内容自体の完成度は低かったのですが、もう少し時間が経てばさらに精度の高い契約書を作成することができるようになると感じます。業務改善や経営課題の解決に頼もしく感じる生成AIですが、警戒心なく利用するのは危険です。生成AIの利用によって生じ得るリスクを正しく認識したうえで利用しないと、知らないうちに他者の権利を侵害し、紛争やトラブルに巻き込まれたり、又は信用や評判の低下（レピュテーションリスク）を招いたりしかねません。利用にあたっての留意点を説明しますので、参考にしてください。

生成AIとは

生成AIについて、現時点では法律上の定義はありませんが、総務省と経済産業省が2024年4月19日に公表した「AI事業者ガイドライン」（第1・0版）では「文章、画像、プログラム等を生成できるAIモデルにもとづくAIの総称を指す。」との定義が示されています。簡単に言うと、情報を入力することでテキスト・画像・動画・音声・音楽・プログラムなどのコンテンツ（以下「コンテンツ」と総称します）を生成することができる人工知能のことです。様々な種類があり、テキストデータを出力するもの、テキストを入力して音声データを出力するもの、テキストを入力して画像データを出力するものなど様々です。有名なサービスとしては、ChatGPT、Microsoft copilot、Geminiなどがあり、実際に利用されている方も多いと思います。

生成AIに関する法規制

現在、日本では生成AIの利用を直接規律する法律はありませんが、先述したガイドラインやその他の自主規制（一般社団法人日本ディープラーニング協会が23年5月に公表した「生成AIの利用ガイドライン」、個人情報保護委員会が23年6月に公表した「OpenAIに対する注意喚起の概要」および「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等」、文化審議会著作権分科会法制度小委員会が24年3月に公表した「AIと著作権に関する考え方について（等）」を参考にしながら、既存の法律の枠組みの中で、法令への抵触の有無が判断されることになります。

利用時の留意点

生成AIの利用にあたっては、以下の各事項に配慮する必要があります。

(1)他者の権利侵害

生成AIが出力したコンテンツの利用が、他者の著作権・商標権・意匠権、肖像権・パブリシティ権・プライバシー権、人格権等を侵害することがあります。たとえば、プロンプトに特定の作家の作品を入力したり、他者の著作物と類似するコンテンツを生成するように入力したり、既存の作品風になるように指示を出して生成された出力結果が、他者の著作物と類似していた場合には、他者の著作権を侵害しかねません。また、プロンプトに入力した内容にかかわらず、出力結果が他者の商標と類似していた場合には、他者の商標権を侵害しかねません。そのほかにも他者の肖像権やパブリシティ権を侵害し、又は出力内容が差別的表現を含んでおり人格権を侵害することも懸念されます。そのため、出力結果が他者の権利を侵害していないか、又は侵害する可能性がないかを判断するためにも生成過程も含めた確認や検証が必要です。

(2)情報漏洩

生成AIを利用する場合、外部に情報を漏洩してしまう可能性があるので、注意が必要です。たとえば、AIが入力された情報を学習することで、その情報は他の人がAIに対して質問する際に使われる可能性があります。また、個人情報取扱事業者が、保有している個人情報を生成AIに入力し、出力された情報

（2面に続く）

（1面から続く）

を個人情報取得時に明示した目的と異なる目的で使用した場合には、個人情報保護法違反に該当する場合があります。そのため、生成AIに入力してはいけない情報を明示するなど、利用に際しての社内ルールを決め、一定のルールの下で利用する必要があります。

(3)ハルシネーション（AIが嘘をつく）

生成AIの出力結果への過信は禁物です。正確性が高いと言われているサービスでも、誤った回答を生成する場合があります。この現象はハルシネーション（幻覚）と言われます。このような間違った内容の生成物を利用した場合には、それによって誤った行動を誘発し、又は第三者の権利を侵害するなどの問題が生じます。そのため、出力結果を安易に信じずに、内容の正確性や適切性を確認する必要があります。社内での利用を認める場合には、従業員への注意喚起や啓蒙、ガイドラインなどのルールを設定したうえで利用すべきです。

(4)他者に模倣された場合

生成AIを利用して自社が作成した生成物を他者が模倣した場合に、著作権侵害を主張できるかという問題があります。

著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法2条1項1号）とされていますが、簡単なプロンプトだけを入力してAIがコンテンツを生成した場合には、そのコンテンツに対する人間の創作的な寄与がありません。それゆえ、生成物には思想や感情が表現されていないため著作物に該当せず、第三者に模倣されても著作権侵害を主張することはできません。

他方で、①詳細かつ長いプロンプトを入力して画像を制作した場合、②プロンプト自体の長さや構成要素を複数回試行錯誤した場合、③同じプロンプトを何度も入力して複数の画像を生成しその中から好みの画像をピックアップした場合、④自動生成された画像に人間がさらに加筆・修正をした場合などには、著作権侵害を主張することができる場合もあります。問題はこのような創作的な寄与をどのように証明するかですが、創作過程を記録に残すなどの社内ルールを制定して、創作的な寄与をした具体的内容を保存することを制度化する必要があります。

札幌市中央区大通西11の4の22　第2大通藤井ビル8F、電話011-210-7501、https://ambitious.gr.jp